

平成25年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：高齢介護課
 担当名：地域包括ケア担当
 内線：3256

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B19	埼玉県地域包括ケアシステム支援人材バンク事業			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費		
事業期間	平成25年度～平成29年度	根拠法令	・介護保険法第5条第2項、第115条の46第5項 ・地域包括支援センターの設置運営について(厚生労働省通知)			戦略項目	02 介護の安心			
						分野施策	010201 高齢者が安心して暮らせる社会づくり			
<p>1 事業の概要</p> <p>介護保険法の改正が行われ、平成24年4月から、地域包括支援センターにおいてその強化策として地域ケア会議の開催が初めて努力義務とされた。そこで、地域で確保が困難な弁護士及び精神保健福祉士など専門職等の人材を県に登録し、地域ケア会議に派遣することにより、効果的な会議の開催を支援し、地域包括ケアシステムの構築を促進する。</p> <p>国庫補助金の減額及び新規事業の周知に時間を要し、利用件数が見込を下回ったことによる減額</p> <p>(1) 埼玉県地域包括ケアシステム支援人材バンク事業 3,480千円</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 地域包括ケアシステム支援人材バンク事業</p> <p>(ア) 県が「地域包括ケアシステム支援バンク」を創設。弁護士及び精神保健福祉士などの専門職種、先進的な地域包括支援センター職員等の募集及び関係団体との調整を行い登録する。</p> <p>(イ) 市町村又は地域包括支援センターは、バンクに登録された人材や職種を参考に、県に派遣の申込みを行う。</p> <p>(ウ) 県が、登録人材や関係団体と調整を行い、市町村やセンターへ派遣する。</p> <p>(2) 事業実績(見込)</p> <p>ア 専門職、先進的な地域包括支援センター職員の地域ケア会議への派遣 1,200千円</p> <p>(3) 減額理由</p> <p>国庫補助が2,680千円減額され2,000千円となった。</p> <p>また、新規事業であり市町村等に利用実例を周知するのに時間を要し、利用件数が見込みを下回った(800千円の減額)。</p> <p>3,480千円</p>						
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>(国10/10)</p>										
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>なし</p>										
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>9,500千円×0.5人=4,750千円</p>										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金								
決定額	3,480	3,480							1,200	
現計額	4,680	4,680								